

市民後見人育成委員会と小委員会・部会の構成と役割

市民後見人育成委員会

委員構成：学識経験者（1）、弁護士（2）、司法書士（3）、社会福祉士（3）、税理士（1）、行政書士（2）、行政（1）

役割：（1）市民後見人育成研修の受講者の募集及び選考に関すること。（2）育成研修の実施に関すること。

（3）成年後見サポーターに関すること。（4）その他育成事業に関する必要事項の検討。

受任調整小委員会

委員構成：弁護士（1）、司法書士（2）、

社会福祉士（2）、行政書士（1）

①市民後見人育成研修受講生の最終面接の実施

②受任に適する事案かどうかの検討

③受任方法についての検討（リレー、複数等）

④市民後見人候補登録者の中から、候補者の調整、推薦決定

⑤既受任中の市民後見人が2件以上の受任を行うことについての検討

⑥市民後見人が辞任を希望した場合の対応についての検討

⑦3年ごとの登録更新に向けた面接の実施

⑧その他市民後見人育成委員会への課題の提案

（①、②、③、④については委員を2グループに分けて検討を行う）

専門相談小委員会

委員構成：弁護士（1）、司法書士（1）、

社会福祉士（1）、行政書士（1）税理士（1）

①市民後見人の定期的な面談

②受任後2か月程度で実施する受任者面談

③3年ごとの登録更新に向けた面接の実施

④後見活動において専門的な意見や助言が必要な際の相談対応

⑤市民後見人候補登録者に向けた研修会の実施についての検討（フォローアップ研修）

⑥市民後見人が活用するマニュアルの作成・改訂

⑦市民後見人育成研修のカリキュラム内容の検討

⑧市民後見人育成研修で実施する確認テスト内容の検討

⑨その他市民後見人育成委員会への課題の提案

（委員長が必要と判断した事項についての協議・検討）

事業部会